

幼児教育・保育の無償化説明書

幼児教育の重要性を認識した国が、両親の就労に関わらず、すべての子ども達に幼児教育を受けてもらうため、また教育費を抑えるために新しい制度を始めています。

平成27年度から施行された「子ども・子育て新制度」及び、令和1年度から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、当園（幼稚園型認定こども園）では、どのように利用できるかを詳細にご説明いたします。

1.概要

- 「子ども・子育て新制度」で始まった**認定こども園制度**では、従来の幼稚園児さんは1号認定児となります。
両親が就労されており、それまで保育園に行かざるを得なかった子ども達は2号認定児となり、国に認定された認定こども園で1号認定児と一緒に幼稚園教育を受けることができ、毎日の預かり保育も無償となります。
- 上記の制度に加え、令和1年度の10月から所得税が10%に上がりました。
その財源を利用して「**幼児教育・保育の無償化**」制度が開始されました。
こちらの制度では、**3歳～5歳（就学前）までの全てのこどもたちの認定こども園の基本保育料が無償化**されます。
※園が独自に徴収している「入園時にかかる費用」「特定保育料」「実費保育料」は無償にはなりません。
この「幼児教育・保育の無償化」制度では、従来の1号・2号認定に加えて新2号認定という新しい認定が追加されます。
「**新2号認定児**」では、基本保育料に加え、日々の預り保育料が一部無償化（キャッシュバック）されます。

2.認定と入園方法

- 1号認定の方
1号認定児の令和9年度入園児募集は、9月1日～願書配布、10月1日受付です。願書を受付し、入園面接が終了した時点で入園が決定します。入園が確定しましたら、豊中市のホームページで1号認定児の電子申込を行っていただきます。
- 2号認定の方（連携施設〈あっぱるこども園〉より進級する新入園児）
令和8年8月中旬に、豊中市子ども未来部に継続書類の提出をします。
その時点で3号認定から、令和9年度の2号認定の在籍となります。
- 2号認定の方（2号認定で新入園児として専願で入園する方）
2号認定児の方は願書を10月1日に園に提出し、同時に豊中市に2号認定のインターネット申請をしてください。
（↑豊中市のインターネット申請で第1希望の施設に蛸池文化幼稚園を入力してください）
当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が利用調整を行います。令和8年2月下旬に最終決定します。
- 2号認定の方（在園児で、入園後に1号認定→2号認定に変更する方）
変更する前月の5日までに「変更届と2号認定の申請書類一式」を幼稚園までご提出ください。園より豊中市に提出します。
提出後に当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が利用調整を行います。前月の25日くらいまでに決定されます。
（定員が一杯の場合、変更できないことがあります）
- 新2号認定の方（新入園児または在園児で、入園後に1号認定→新2号認定に変更する方）
変更する前月までに「変更届」を幼稚園に提出後、豊中市に**新2号のインターネット申請**をしてください。
定員はありませんので、要件に該当している方は翌月より新2号認定児となります。

2号・新2号認定要件について

- 保育の必要性がある方(保護者全員が下記の理由のいずれかに該当している状態です)
 - ①就労（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）－勤務先の就労証明
 - ②就学（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）－学校の就学証明
 - ③保護者の疾病・障害 -----医師による（疾病・障害のため保育ができない）証明
 - ④同居親族の介護・看護 -----医師による（介護・看護のため保育ができない）証明
 - ⑤妊娠出産（前後8週間） -----母子手帳のコピー
 - その他、災害復旧・求職活動など、詳しくは豊中市のホームページをご覧ください。

3.保育料について

- 1号認定の方
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
・教育時間（1号認定）8時～14時30分まで
- 2号認定の方
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
・保育時間（2号標準認定）7時～18時まで（教育時間含む）
・保育時間（2号短時間認定）9時～17時まで（教育時間含む）
- 新2号認定の方（在園児で1号認定から新2号認定に変更する方）
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
預かり保育利用料から（450円/日・最大11,300円/月）のキャッシュバックが受けられます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です

変更の際は「認定変更届」を市役所より先に園にご提出ください

4.昼食について

- 1号・2号・新2号認定全て
月・火・木・金は自園調理給食です。毎月、保育のある最初の金曜日はお弁当持参です。
1号・新2号認定児の水曜日の預り保育時
2号認定児の水曜日の2号保育中
お弁当日の金曜日
お弁当をご持参ください。
実費(300円)で給食を注文することもできます。
（※アレルギー対応可能です。土曜日の給食には対応できません）
- 給食費の取扱いについて…給食費は認定に関わらず、毎月一律3,000円の徴収となります。
※毎月一律での徴収となるため、夏休みなど長期休暇または欠席の場合でも、原則返金等はありません。

5.預り保育（ファミリークラス）について

- 1号認定児でお仕事やご用事などで預り保育の利用を希望される方(前月25日までに予約表でご予約ください)
月・火・木・金曜日：15時から18時まで（600円）
水曜日：12時から18時まで（1,200円）
土曜日(保育の無い)：8時から18時まで（2,000円）注…土曜日の預り保育利用には勤務証明が必要です。
延長保育：18時から19時まで（200円）
早朝保育：7時から8時まで（200円）
- 2号認定標準時間
月曜日～土曜日：7時から18時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
延長保育：18時から19時まで（200円）
2号認定短時間
月曜日～金曜日：9時から17時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
延長保育：17時から19時まで（200円/1時間）
早朝保育：7時から8時まで（200円/1時間）注…8時以降は教育時間としてクラスに入ります。
- 新2号認定…利用方法は1号認定と同じです。（前月25日までに予約表でご予約ください）
※利用料は一旦今まで通りお支払頂き、園から月締めて領収書を発行します。利用日数を園から市に申請し、補助金額を請求します。
3か月づつ4期に分けて利用した日数×450円（1か月最大11,300円まで）キャッシュバックされます。
午後保育日：15時から18時まで（600円－450円＝150円）
午前保育日(3h)：12時から15時まで（600円－450円＝150円）
午前保育日(6h)：12時から18時まで（1,200円－450円＝750円）
土曜日(保育の無い)：8時から18時まで（2,000円－450円＝1,550円）
延長保育：18時から19時まで（200円）
早朝保育：7時から8時まで（200円－200円＝0円）注…早朝保育のみの場合

おやつ代（2号標準・短時間のみ）
・月10日以上利用…500円/月
・月10日未満利用…250円/月

新2号認定
預かり保育シュミレーション▶

預かり保育を週5日利用した場合（午後保育日17日＋午前保育日4日＝計21日）
600円×17日＋1,200円×4日＝15,000円
－（キャッシュバック）450円×21日＝9,450円
＝（新2号認定児）利用者負担額＝5,550円（21日分の実質支払額）